

令和5年4月25日

保護者各位

荒川区教育委員会
荒川区立第三中学校長 小柴 憲一

児童・生徒用タブレットPCの自宅への持ち帰りについて

GIGAスクール構想の実現へ向け、児童生徒の家庭におけるオンライン学習等を支援するため、タブレットPCの自宅への持ち帰りを以下のとおり実施いたします。

なお、ご家庭でのログイン方法、ご家庭でのインターネットへの接続方法などは、本校ホームページに掲載してありますので、必要に応じてご参照下さい。

記

1 対象者

全児童生徒

※インターネットへの接続環境がないご家庭については、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行います。

2 同意書

別紙「タブレットPC持ち帰り同意書」に必要事項を記載の上、学校へご提出ください。

※同意書の提出は年度内1回とし、年度内有効とします。

3 申請期限

令和5年5月2日（火）

4 持ち帰り物品

タブレットPC、電源コード

5 貸出しに当たっての注意事項

(1) 家庭学習を行うための持ち帰りであることから、目的外で使用することがないように、各ご家庭で管理の徹底をお願いします。

(2) 学習データは、デスクトップに保存せず、デスクトップにある「PC」を開いて「ドキュメント」フォルダに保存してください。セキュリティ上の設定から、学校でタブレットPCを起

(裏面もご確認ください。)

動した際にデスクトップ上のデータは消えてしまう場合があります。

- (3) ご家庭のインターネットに接続した場合、通信費の負担は、ご家庭での負担となりますので、あらかじめご了承ください。なお、ご家庭の通信環境では利用できないアプリケーションがあります。
- (4) インターネット使用の際は、保護者の方による使用状況の定期的な確認をお願いします。なお、インターネットのフィルタリング（閲覧制限）機能は各タブレット PC に導入されています。
- (5) タブレット PC は荒川区教育委員会より貸与するものです。紛失・故障・破損した際には、速やかに学校にお知らせください。紛失・故障・破損が故意であり悪質であると認められた場合、相応の弁済を求めることがあります。
- (6) タブレット PC については、端末設定の解除など学習目的以外の使用が認められた場合は、対象となる端末の操作記録を閲覧する等の対応を行います。
- (7) タブレット PC の使用は、夜 8 時以降を目安に控えてください。また、1 日の使用時間は 2 時間を超えないようにし、適宜休憩を取るなど体調に十分配慮してください。
- (8) 学校から配信される資料、学習課題等の SNS 等への転載や配布は禁止いたします。
- (9) 上記各事項に反する利用等があった場合には、タブレット PC の持ち帰りを中止します。